

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

佐野市長 金子 裕

市町村名 (市町村コード)	佐野市 (09204)
地域名 (地域内農業集落名)	植野地区 (大古屋町・庚申塚町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月19日 (第2回 Web開催)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・米麦は単収が低く魅力がないため、イチゴなどの高収益作物に若い人は流れやすい。 ・水田について単収を上げるために裏作で麦を作るにも、水の関係で出来ない地区もある。 ・政策レベルで米麦の魅力を引き上げないと設備投資の増大からも持続は難しい。 ・地元へリターンしてくる人で農業関係に期待できる人は少ない。 ・圃場が小さく分散しているため、大型機械を持っていると受けるのが難しい。 ・非農家の意識が低く、例えば再圃場整備などを行うのが難しい。 ・夫婦でやっていない家は上の世代がリタイアした場合、営農を継続するのは難しい。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・サラリーマンを退職した人の中から担い手を育成していく。 ・非農家も含めて地域の人達と共同作業を行うことにより、作業後、話し合いの場としても活用し、地域の人で地域の農業を守っていく。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	142 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	142 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。</p>

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地区の担い手の他、隣接する地区の担い手の入り作による地域農業の維持。 年1回以上地域の農地利用について話し合う場を設け、他の地区の担い手や地主を含めた検討を行っていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
早い時期に土地改良をした区画の小さな圃場については再圃場整備を行っていく。ある程度の大きさがある地域では畦畔除去などで区画を大きくし、農地中間管理機構を活用し、担い手への集積集約を図る。
(3) 基盤整備事業への取組方針
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
サラリーマンを退職した人の中から担い手を育成する。 機械の共同利用についても検討していく
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
受け手のいない圃場については、受託組織も活用していく

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】